

高齢者福祉

介護保険

敬老バス・すこやか入浴

敬老バス 満70歳以上の人に敬老バスを交付します。友愛タクシー券の交付を受けている人は入浴機能のみの敬老バスを交付します。 ※年度ごとの切り替え不要

利用者負担の特例申請 生活保護受給者、高齢福祉年金受給者が生活保護を受けることができる程度に困窮していることと認められる人(いずれも市民税非課税世帯に属するときに限る)は、市電・バス・桜島フェリーの利用に対する自己負担額の減免を受けることができます。 ※1年度1回、限度額5,000円

すこやか入浴 (利用回数30回の範囲内)

対象 敬老バスが70歳以上の友愛バス利用者 ※入浴回数は年度が変わると自動的に新たに30回利用できるようになります

く)には月額4,000円を上限に購入費を助成
※前年度から引き続き助成を希望する人は、すでに交付した更新同意書を提出してください

【サンサンコールかごしま 099・808・3333】

後期高齢者医療制度

③後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額はかからず、均等割額は9割軽減されます

■今年度保険料の特別徴収(年金からの支払い)

◇4月の年金から新たに特別徴収が始まる人 対象者には今月上旬に通知書を送付します

◇前年度から引き続き特別徴収の人 4・6・8月の保険料は、今年2月の保険料と同額を年金から天引き(仮徴収)します。10・12・2月の保険料は、確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて年金から天引きします

※今年度の「確定した保険料」の通知と「普通徴収(納付書や口座振替による納付)の「納入通知書」は7月中旬に郵送します

■後期高齢者医療保険料の納付方法の変更

保険料を特別徴収(年金からの支払い)されている人は申し出により口座振替に変更できます。8月分の特別徴収を中止し、口座振替を希望する人は、5月20日までに申請してください。(年間保険料の総額は変わりません)

■必要なもの 後期高齢者医療保険者証、通帳、通帳印

※口座振替に変更すると、その社会保険料控除は口座振替で支払った人に適用されることになり、世帯全体の所得税や市・県民税が減額となる場合があります

【高齢者福祉課216・1268】

介護保険制度

高額の医療・高額介護合算制度

◇1年間に支払った医療と介護の両方の自己負担額を合算し、一定の基準額を超えたとき、その超えた金額を支給します

※申請が必要です

【高齢者福祉課216・1268、介護保険課216・1280】

65歳以上の人の保険料

今年度の保険料は表2のとおりです

65歳以上の人の介護保険料の納め方

64歳までは医療保険の中で介護保険料を納めますが、65歳になったら医療保険とは別に介護保険料を納めなければなりません

【介護保険課216・1279】

表1 今年度の保険料の均等割額の軽減措置

世帯主十被保険者の前年の所得金額	軽減割合	軽減後の均等割年額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない	9割	4500円
33万円以下	8.5割	6800円
33万円+(24万5000円×世帯主以外の被保険者数)以下	5割	2万2900円
33万円+(35万円×被保険者数)以下	2割	3万6700円

表2 今年度の介護保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	2万4400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	3万6600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階対象者以外の人	4万8800円
第4段階	世帯内には市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人	6万1000円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円未満の人	7万3200円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円以上400万円未満の人	8万5400円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得が400万円以上の人	

子育て支援

特定不妊治療費助成が今月から変わります

◇初年度の助成対象となる治療回数が2回から3回になりました ※助成期間(5年)と治療回数(上限10回)に変更はありません

◇申請するときの住民票や所得証明書の提出が原則不要になりました ※夫婦が同一世帯でないときや外国人のとき、転入した人で所得が確認できないときは提出が必要になります

◇対象 夫か妻の住所が市内にあり、平成21年分(6月以降は22年分)の合計所得が730万円未満で、法律上の婚姻をしている夫婦

子育て応援隊活動中

本市では子育てを応援し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるために、ここに子育て応援隊による支援を行っています

◇地域みんなで応援隊 地域で子育てに対する不安をやわらげる活動を行う団体など

◇職場のパパママ応援隊 従業員が子育てしやすい環境づくりを支援する事業者

◇お出かけラク！トク！応援隊 子育て家庭に商品の割引などのサービスを行う店舗など

◇子育て支援バススポット 「お出かけラク！トク！」が提供するサービスを受けるには子育て支援バススポットが必要

◇対象 本市に住民登録が

外国人登録をしている18歳未満の子どもや妊娠している人がいる世帯 ※1世帯に1枚

◇申し込みなど詳しくはすこやか子育て交流館へ



ここに子育て応援隊ガイドブックを改訂しました

◇ここに子育て応援隊の活動や施設案内を掲載

◇すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、子育て支援推進課、各支所の福祉担当課などで配布しています

子育てはっとクラブ

子育て中の親同士が子育てを語り合える場として、児童クラブが利用できます

◇利用できる児童クラブ 西陵、西陵第二、紫原、紫原第二、吉野第二、山下、桜丘西第二など

◇対象 子育てに関する活動を行う大人5人以上のグループ

◇利用時間 月～金曜日9時～13時(祝日、夏・冬・春休みを除く)

◇利用料 無料

◇利用方法 無料

◇申し込み 利用希望日の前月の1日(土・日曜日、祝日のときは最初の開庁日)から利用希望日の10日前までに障害者福祉課216-1272へ

子ども子育て応援隊活動中

本市では子育てを応援し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるために、ここに子育て応援隊による支援を行っています

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

【すこやか子育て交流館 812・7740】

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

産前産後のお母さんへ 日常的な家事を援助します

ファミリー・サポート・センターでは育児援助に加え、産前・産後を安心して過ごしてもらうために、家事援助を

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の変更

児童扶養手当(月額)	今年3月分まで	今年4月分から
全部支給	4万1720円	4万1550円
一部支給	4万1710円～9850円	4万1540円～9810円

特別児童扶養手当(月額)	今年3月分まで	今年4月分から
1級(重度障害児)	5万750円	5万550円
2級(中度障害児)	3万3800円	3万3670円

◇この変更による手続きは必要ありません

◇詳しくは子ども福祉課216-1260、各支所の福祉課・保健福祉課へ

利用者負担が無料に 移動支援・日中一時支援

◇今月から市民税非課税世帯の移動支援と日中一時支援の利用者負担が無料になります

◇詳しくは障害者福祉課216-1304、谷山福祉事務所福祉課269-8472、保健予防課258-2321(代表)へ

「障害福祉サービス」の利用者負担の市独自助成

◇市独自助成は今年度も継続します ※応能負担制度が施行されるまでの間に限る

◇詳しくは障害者福祉課216-1304、谷山福祉事務所福祉課269-8472へ

ご利用ください ゆうあい福祉バスが新しくなりました

障害者の団体行事やレクリエーションなどに参加するときに利用する、「ゆうあい福祉バス(車いす用リフト付きバス)」を宝くじの助成を受けて、新しく購入しました

◇定員 23人(車いす2台を使用したとき)

◇運行範囲 県内一円(離島を除く)

◇申し込み 利用希望日の前月の1日(土・日曜日、祝日のときは最初の開庁日)から利用希望日の10日前までに障害者福祉課216-1272へ

住宅手当緊急特別措置事業

◇対象 住宅を喪失したが喪失するおそれのある離職者で、就労能力と就労意欲のある人

◇支給要件 支給申請時に①～⑦すべてに該当する人

- 平成19年10月1日以降に離職した人
- 離職前に主として世帯の生計を維持していたが現に世帯の生計を維持している人
- 公共職業安定所へ求職申し込みを行う人
- 収入(月収)が以下の金額の人
単身世帯…8万4000円+家賃額(上限3万1600円)未満
2人世帯…17万2000円以内
3人世帯…17万2000円+家賃額(上限4万1100円)未満
- 本人や本人と生計を一同とする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯で50万円以下、複数世帯で100万円以下の人
- 本人や本人と生計を一同とする同居の親族がほかの雇用対策による貸し付けが給付などを受けていない人
- 本人や本人と生計を一同とする同居の親族が暴力団員でない人

◇支給金額(月額) 単身世帯…3万1600円以内 複数世帯…4万1100円以内 ※入居住宅の貸主などに直接振り込みます

◇支給期間 原則6カ月以内

【地域福祉課 216-1244】

地域福祉ネットワーク

誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるため、地域福祉館などを拠点としたネットワークの構築に取り組みしています

地域福祉の情報源や相談窓口として、地域福祉館や市協支所をご活用ください

【地域福祉課 216-1245】

開設します 認知症についての相談窓口

◇認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、認知症に関する不安や悩みを相談できる窓口を、地域福祉館などに開設します

◇介護経験を持つ相談員が、心ゆくまでお話を聞きますので、安心してお気軽にご相談ください

◇詳しくは介護保険課216-1277、認知症の人と家族の会鹿児島県支部257-3887へ

